

基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

基山町 こども課 子育て支援係

受付日	受付番号	質問	回答
6月13日	1	基本構想「5-(4) 施設整備について」及び「6-④ 施設整備について」とプロポーザル実施要領「7.所要施設」とで必要諸室名称や必要面積が異なる部分がありますが、プロポーザル要項に従うと考えてよいでしょうか。	実施要領を満たした提案を行ってください。
	2	保育室について、各年齢に1クラスずつ（計6クラス）と考えてよいでしょうか。	各年齢に1クラスずつを想定していますが、部屋数は定めていません。
	3	0・1歳児室について、乳児室とほふく室は兼用できると考えてよいでしょうか。	児童福祉施設の整備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日付厚生省令第63号）では、0・1歳児室については、乳児室又はほふく室を設けることとなっています。運用の提案と合わせて基準を満たす提案としてください。
	4	給食調理室について、「※連携保育所があるため、配送しやすい場所に配置すること」とありますが、配送コンテナ等による別施設への配送があるのでしょうか。	実施要領の「7.所要施設」の「（2）保育所」の給食調理室の要件のとおりです。なお、連携保育所については、小規模保育所（定員：19人）になります。
	5	様式第10号について、記入上の注意の1、2は様式2号業務の実施方針の内容と重複しますが、再度記載するというのでしょうか。	様式第10号については、課題テーマに対応した記載としてください。
	6	6月11日の質疑回答について、課題テーマについての提案内容にも濃淡がありますので、当初の通りA3用紙ごとに課題テーマを分けるかどうかは提案者の任意としてもらえないでしょうか。（例えば、全体を3枚に収めることも可）	「6月11日受付番号1」のとおりです。